

通所介護はあとふるプラス

指定通所介護事業運営規程

第1章 施設の目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 医療法人はあとふるが設置する通所介護はあとふるプラス（以下「事業所」という。）において実施する通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態または、適切な指定通所介護を提供することを目的とします。

(運営の方針)

- 第2条 この事業所が実施する指定通所介護の提供にあたって、利用者が要介護状態等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等その他の必要な援助を行います。
- 2 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとします。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
 - 4 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
 - 5 指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
 - 6 前4項のほか、「八尾市指定居宅サービス事業等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成29年八尾市条例第57条）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。

第3条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとします。

第2章 事業の名称、従事者の定数、職種及び職務内容

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとします。

- (1) 名称 通所介護はあとふるプラス
- (2) 所在地 大阪府八尾市宮町六丁目6番16号

(従事者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従事者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとします。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行います。

(2) 通所介護従事者

生活指導員	2名	(常勤2名 内2名介護職員兼務)
介護職員	8名	(常勤5名 内2名生活相談員兼務 非常勤3名)
看護職員	7名	(非常勤7名 内5名機能訓練指導員兼務)
機能訓練指導員	7名	(常勤1名 非常勤6名 内5名看護職員兼務 1名理学療法士兼務)

通所介護従事者は、指定通所介護の業務にあたります。

生活指導員は、事業所に対する指定通所介護の利用申し込みに係る調整、他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画の作成などを行います。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行います。

看護職員は、健康状態の確認及び看護を行います。

介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護を行います。

第3章 営業日及び営業時間

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとします。

(1) 営業日 月曜から金曜日とします。

【なお、年末年始(12月31日～1月3日)は休日とします。】

(2) 営業時間 午前8時45分から午後6時までとし、サービス提供時間は、午前9時00分から午後17時00分までとする。

第4章 利用者に対するサービス内容

(指定通所介護の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は 35人とします。

(指定通所介護の内容)

第8条 指定通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとします。

- ①入浴サービス
- ②給食サービス
- ③生活指導(相談・援助等) レクリエーション
- ④機能訓練
- ⑤健康チェック
- ⑥送迎
- ⑦アクティビティ(介護予防) など

(利用料等)

第9条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月1日厚生労働省告示第19号)によるものとします。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、実費負担を徴収する。
- 3 食事の提供に要する費用については、750円を徴収します。
- 4 おむつ代については、パンツ式M157円・パンツ式LL178円・テープ止めM135円・テープ止めL157円・フラット63円・尿とりパット31円を徴収します。
- 5 その他、指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要なるものにかかる費用について徴収します。

- 6 利用料の支払いを受けたときには、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を発行します。
- 7 サービス提供にあたっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとします。
- 8 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書を説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 9 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付します。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、八尾市の一部、東大阪市の一部、大阪市平野区の一部の区域とします。（詳細は別紙1参照）

第5章 緊急事態などの対応

（衛生管理等）

- 第11条 利用者の使用する施設、食器その他設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとします。
- 2 この指定通所介護事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとします。

（サービスに当たっての留意事項）

- 第12条 利用者は、指定通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態などを職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意するものとします。

（緊急事態などにおける対応方法）

- 第13条 指定通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者へ連絡に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講ずるものとします。
- 2 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 利用者に対する指定通所介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

（非常災害対策）

- 第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防などについて責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

（苦情処理）

- 第15条 指定通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとします。
- 2 事業所は、提供した指定通所介護に関し、法第23条の規程により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行

うものとしします。

3 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとしします。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとしします。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとしします。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止等の溜めに次の措置を講ずるものとしします。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとしします。

第6章 その他運営に関する留意事項

第18条 事業所は、従事者の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備します。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容としします。

4 事業所は、通所介護に関する記録を整備し、その完結の日（計画に係るものにあつては、当該計画が完了した日）の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存するものとしします。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人はあとふると当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとしします。

附則

この規程は、2016年4月1日から施行します。

この規定は、2017年9月1日から施行します。

この規定は、2017年11月1日から施行します。

この規定は、2018年8月1日から施行します。

この規定は、2018年11月1日から施行します。

この規定は、2018年12月1日から施行します。

この規程は、2019年5月1日から施行します。

この規定は、2022年2月11日から施行します。

この規定は、2022年6月1日から施行します。

この規定は、2025年4月1日から施行します。